

香取市教育委員会会議録

令和7年8月定例会議

1 期 日 令和7年8月27日（水） 開会 午後2時00分
閉会 午後2時28分

2 場 所 みんなの賑わい交流拠点コンパス3階 研修室（1）

3 出席委員 教育長 堀 越 洋
教育長職務代理者 伊 藤 博 和
教育委員 芦 田 優 子
教育委員 鳥 次 由紀子
教育委員 増 田 進 一

4 傍聴者 なし

5 出席職員 教育次長 本 宮 茂 幸
教育総務課長 石 橋 敏 幸
学校教育課長 高 橋 進
生涯学習課長 福 代 宏
生涯学習課副参事 菅 生 和 代
香取市学校給食センター所長 林 千 鶴
教育総務課教育総務班長 大八木 奈津子

6 開会宣言 堀越 教育長

7 会議録署名人の指名 伊藤 委員 芦田 委員

8 前回会議録の承認 令和7年7月定例会議録を承認

9 教育長報告

教育長

配布の教育長公務報告の抜粋をもとに、報告させていただきます。

7月28日 教育長と語る会

香取市の教職員代表と、現場の状況について意見交換を行う会議です。温暖化の影響により授業や行事に支障が出ていることから、多くの学校から特別教室や体育館へのエアコン設置の要望が出されました。また、児童生徒の多様化に伴い指導が難しい場面が増えているため、指導の補助にあたる人員の配置についても要望がありました。要望については、エアコンの設置の状況等を踏まえながら丁寧に説明をしました。各学校からは、学力向上と人材育成の取り組みが紹介されました。

7月30日 いじめ問題対策連絡協議会

学校・PTA・行政・警察の関係者が一堂に会し、香取市のいじめの状況をもとにその防止対策についての意見交換を行いました。令和6年度における香取市のいじめ発生件数は、小学校48件、中学校18件、合計66件で、そのうち重大事態が2件含まれています。いじめの態様としては、冷やかしの嫌がらせ・無視などがこれまでは多かったのですが、それに加え、SNSを用いた誹謗中傷も増えてきました。件数は増加傾向にありますが、その背景にはいじめの定義や積極的認知に関する理解の促進、さらにアンケート調査や教育相談の充実により、従来は把握できなかった事例も発見できるようになったことも考えられます。意見交換の中で、アンケート調査、教育相談、タブレット端末を活用した心の健康観察、相談メールや電話などを通じて、児童生徒が発するSOSを的確に受け止める取り組みを紹介しました。また、生徒指導研修や現況報告の提出による教員の意識向上、指導力強化の取り組みも紹介しました。その後、重大事態に関する報告書の公開基準について協議が行われました。

8月19日 第74次香取教育研究集会

香取郡市の教職員の団体と各市町教育委員会との共催による教育講演会および研究部による実践発表（14分科会、22名の発表者）が行われました。教育講演会では、日本ペップトーク普及協会代表理事であり、トレーナーとしてもバルセロナオリンピックのバレーボールに帯同した岩崎由純氏を講師に迎え、『潜在能力を引き出す魔法の言葉 ～スポーツ現場で使われるペップトークとは～』をテーマとした講演が行われました。ペップトークは、アメリカでスポーツの試合前に監督やコーチ、キャプテンが選手を励ますために行う声掛けを指し、「PEP」は英語で「元気・活気・活力」を意味します。具体的な事例として、WBC決勝前に大谷翔平選手が行った、「憧れは止めましょう」という有名なスピーチを例に、前向きな言葉で可能性を引き出すことの大切さを説明いただきました。セクハラ・パワハラ・モラハラなど、言葉の問題が社会的課題となっている昨今、指導者や保護者は「どのような言葉を選ぶか」を深く考える必要があります。また、日本に古来より伝わる「言霊」の考えにも触れられ、大変有意義な講演会となりました。

8月21日 定例記者会見

9月議会に関する定例記者会見が行われました。
教育委員会関係では、児童生徒用および指導用タブレット端末の更新についてが議案となっております。
また、小江戸マラソンと中学生議会について、プレスリリースを行いました。

8月26日 中学生カヌー全国大会優勝者 表敬訪問

令和7年度全国中学生カヌースプリント選手権の女子K-1と女子C-1のそれぞれの部門で優勝したおふたりが、表敬訪問に訪れました。
ふたりは小見川B&G海洋クラブに所属し、黒部川で日々厳しい練習に励んでいました。
その様子や自分を支えてくれる人への感謝の気持ちを語ってくれました。
子どもたちの活躍は、私たちに元気を与えてくれるものと改めて感じました。

10 報告事項

報告第1号

令和7年度香取市一般会計補正予算（第1号）（教育費関係予算）の報告について

教育長

続きまして、報告に入ります。

報告第1号「令和7年度香取市一般会計補正予算（第4号）（教育費関係予算）の報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長

報告第1号「令和7年度香取市一般会計補正予算（第4号）（教育費関係予算）の報告について」ご説明いたします。

本件は、令和7年度香取市一般会計補正予算（第4号）の教育費関係の予算でありまして、香取市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長において代理しましたので、この際、教育委員会議に報告するものでございます。

それでは議案書4ページ、5ページをご覧ください。
第1表「歳入歳出予算補正」ですが、今回の9月市議会での教育委員会からの補正額を抜粋してあります。
歳入は市債のみで180万円の増額補正、歳出は1 教育総務費から6 保健体育費まで、合計3,580万7000円の増額補正となっています。

第2表「債務負担行為補正」ですが、山田小学校のスクールバス運行管理業務委託について、新たに令和8年度から令和12年度までの5年間の長期継続契約を今年度中に締結するために必要な予算設定をするものです。
なお、関連して議案12ページから13ページに調書がございます。こちらも同じ説明とさせていただきます。

第3表「地方債補正」ですが、中学校空調設備整備事業債、これは中学校における空調設備事業の財源に充てるため、市が調達した借入金で、市債や地方債と呼ばれるものです。当初は中学校5校の屋内運動場空調設備設計業務の財源のみでしたが、緊急で行いました佐原第五中学校の特別支援学級の空調設置工事の財源として180万円を追加し、限度額を2,740万円に変更するものです。

議案書 6 ページ以降は予算事項別明細書となっており、やはり、教育委員会分を抜粋しております。詳細について説明いたします。

はじめに歳入ですが、8 ページ、9 ページをご覧ください。
市債のうち教育債180万円ですが、先ほど説明した中学校空調設備整備事業債になります。佐原第五中学校の空調設備工事の財源に充てられます。

続いて歳出です。
議案10ページ、11ページをご覧ください。

旧学校施設等管理費 立木伐採委託料280万円につきましては、旧神南小学校及び旧佐原第二中学校の危険木の伐採・撤去にかかる経費となります。

小学校総務管理費 修繕料1,276万6000円につきましては、瑞穂小学校の揚水ポンプ交換修繕や小見川中央小学校及び栗源小学校の小荷物専用昇降機修繕、その他各校の定期点検での指摘や事故防止の観点から早急に対応が必要な修繕費を計上しました。

中学校総務管理費 修繕料951万円につきましては、栗源中学校の自動火災報知設備修繕や佐原中学校の防球ネット修繕、新島中学校の屋内消火栓設備修繕、その他小学校同様、各校で早急に対応が必要な修繕費を計上しました。

中学校コンピュータ利用教育費 委託料138万8000円につきましては、リース契約による教育用パソコンやサーバ等の返却費用並びにデータ消去作業にかかる経費となります。

民間保育施設等支援事業 負担金補助及び交付金50万円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、幼稚園を運営する民間事業者へ、光熱水費や食材費の高騰などによる事業運営の負担を軽減するため、支援金を給付するものです。

体育施設管理運営費 工事請負費143万円につきましては、くろべ運動公園の電気工作物の機器更新工事となります。また備品購入費108万6000円は佐原河川敷緑地等で使用する、乗用草刈機と運搬用ブリッジの購入費となります。

スポーツセンター管理費 工事請負費38万1000円につきましては、小見川スポーツ・コミュニティーセンター2階テラス等のタイル改修工事となります。

学校給食センター施設管理費 修繕料437万8000円については、第一調理場のエコ給湯器ヒートポンプ部品交換や空調機器修繕、太陽光発電施設ファン修繕等にかかる経費となります。また次の委託料は調理場統合に伴い必要となった経費で、設置・撤去委託料62万5000円は、稼働を終えた第二調理場の低圧電源への切り替え作業などにかかる経費となります。また、移設等委託料94万3000円は、置き型空調機器や保冷库の移設にかかる経費となっています。

説明は以上でございます

教育長

ただいまの事務局からの説明が終わりましたが、質問等ございませんか。

委員

ありません。

教育長

以上で報告第1号は終わります。

報告第2号
報告第3号

教育財産の取得（小中学校教育用端末等）の申出について
教育財産の取得（小中学校指導者用端末等）の申出について

教育長	報告第2号と報告第3号については、教育財産の取得に関する関連案件ですので、一括して説明を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし
教育長	それでは、異議なしの声がありましたので、事務局から説明をお願いいたします。
学校教育課長	報告第2号及び第3号、GIGAスクール構想に係る、一人一台端末更新の関連のものにつきまして、ご報告いたします。 15ページ及び17ページをご覧ください。 香取市議会9月定例会に上程いたしました、議案第11号及び12号でございます。こちらは令和2年度、3年度に購入しました一人一台端末につきまして5年を経過することから、更新を行うものです。更新台数は児童生徒用が4,034台、指導者用が432台の予定です。別紙参考資料にございますのが、更新する端末のイメージとなります。 全国的に、今年度更新を行う学校が多いことから、円滑に納品を進めるため、先議をお願いしたところでございます。
教育長	ただいま事務局から説明がありました。質問等ございますでしょうか。
委員・質疑	端末を買い替える場合には、国や県からの補助金といったものはないのでしょうか。
学校教育課長	あります。
委員・質疑	この金額に対して補助金がある程度、出るということでしょうか。
学校教育課長	はい、そうです。
教育次長	児童生徒用には3分の2の補助、指導者用については市町村の負担となりますが、指導者用を購入しないと児童生徒用の補助金が付かないことになっています。
教育長	ほかに質問等ございませんか。
委員	ありません。
教育長	以上で報告第2号と第3号について終わります。

報告第4号

学校給食費に係る不納欠損金の報告について

教育長

報告第4号「学校給食費に係る不納欠損金の報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

給食センター
所長

報告第4号「学校給食費に係る不納欠損金の報告について」ご説明させていただきます。

議案書19ページをご覧ください。
学校給食費の徴収につきましては、滞納発生から督促、催告など取り組んでいるところですが、学校給食費は私債権であり、民法上の規定により放棄しない限り債権が残ることから、債権管理課とも調整した上で、回収が不可能となった債権を放棄するものです。

令和6年度滞納繰越分の学校給食費に係る不納欠損金対象者および欠損額は、滞納者（保護者の人数）7人、428月分、金額181万5143円となり、債権放棄後に会計上の不納欠損処理を行いました。

債権放棄の事由は、香取市債権管理条例第7条第1項第1号の規定による、時効満了となっております。当該債権につき消滅時効に係る時効期間が経過し、その者が市税についても滞納処分の停止、いわゆる執行停止となり、請求しても権利実効性がないため学校給食費についても同様に徴収困難と判断されたものです。この債権放棄につきましては、市議会9月定例会での報告案件となっております。

教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ございますでしょうか。

委員・質疑

時効とは何年ですか。

給食センター
所長

今回債権を放棄します428月、7人分につきましては、対象が平成18年度分から平成30年度分です。令和2年4月改正民法からは5年となりましたが、それ以前につきましては2年ということで、2年間の期間となっていました。

教育長

ほかに質問等ございませんか。

委員

ありません。

教育長

以上で報告第4号について終わります。

1 1 その他

教育長	委員の皆様から何かありますか。
委員・意見	20歳の集いの実行委員の周知方法について
委員・意見	教師の不祥事防止のための指導・啓発、見回り等について
教育長	事務局から何かありますか。
学校教育課長	令和7年度中学生議会の実施について
生涯学習課 副参事	第17回香取小江戸マラソン大会について
教育総務課長	9月定例教育委員会議について

1 2 閉会宣言

堀越 教育長